

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月15日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 292-8501
住 所 木更津市富士見一丁目2番1号
法人名 木更津市役所
代表者 渡辺 芳邦
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 0438-37-9504

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	木更津下水処理場
事業場の所在地	木更津市潮浜一丁目19番1
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 気・ガス・熱供給・水道 中分類： 水道業
②事業の規模	汚水処理能力 12,026,750立方メートル／年
③従業員数	26人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 (管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	98,810 t	t
	(これまでに実施した取組) 平成27年度より、スクリー式汚泥脱水機、及び濃縮装置を導入し汚泥量の削減を行った。 運転管理については、適正な薬品注入率、十分な圧搾時間による脱水時間の確保、脱水機の定期的な保守点検を行い、ろ布洗浄ノズルの目詰まり等をなくし、常にろ布を良好な状態に保ち余剰汚泥、生汚泥の腐敗防止に努め、脱		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	101,800 t	t
	(今後実施する予定の取組) 脱水汚泥の低含水率化に努め、排出量の減量化を図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別に関して行っていることはない。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、分別に関して行う予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は、行っていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 令和8年度から脱水汚泥の堆肥化事業を実施予定。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	92,479 t	t
	(これまでに実施した取組) 熱回収は、行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	94,900 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き熱回収を行う予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行っていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き埋立処分又は海洋投入処分をする予定はない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全 処 理 委 託 量	6,331 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	3,303 t	t
	再生利用業者への処理委託量	6,331 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 再資源化のできる処理業者に委託し、コンクリート原料及び路盤材等に再利用をしている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全 処 理 委 託 量	6,900 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	3,450 t	t
	再生利用業者への処理委託量	6,900 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥の減量化または、再資源化ができる処理業者に委託を目指す。全処理量のうち、半分を優良認定業者へ処理委託する。 令和 8 年度から脱水汚泥の堆肥化事業を実施予定。		
※事務処理欄			

(第6面)

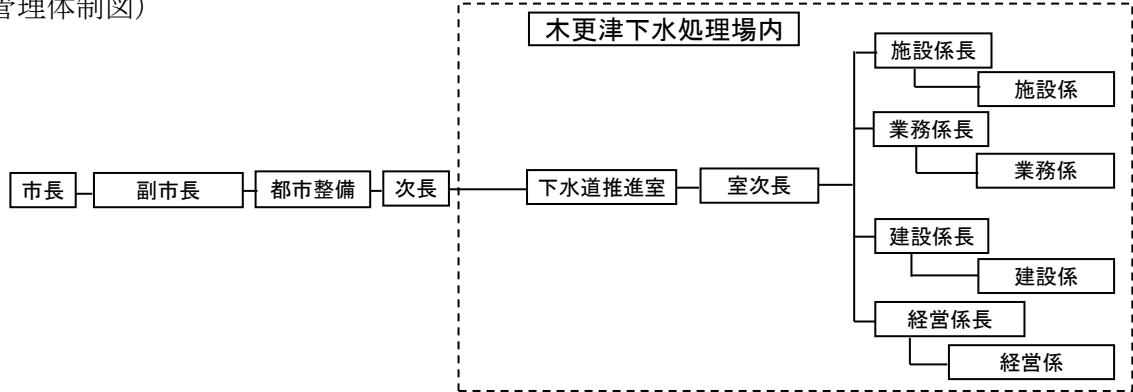
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書	
2024/5/	
千葉県知事	
熊谷 俊人 殿	
提出者	
住 所 木更津市富士見1丁目2番1号	
氏 名 木更津市長 渡辺 芳邦	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0438-37-9504	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	木更津下水処理場
事業場の所在地	木更津市潮浜一丁目19番1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類 電気・ガス・熱供給・水道業 中分類 水道業
②事業の規模	汚水処理能力 12,026,750m ³ /年
③従業員数	26人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	分流汚 合流汚 沈砂地 水処理 消毒施設 東京湾放流 汚泥処理施設 処分業者

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	排出量	98,810 t	— t
	（これまでに実施した取組） 平成27年度より、スクリー式汚泥脱水機、及び濃縮装置を導入し汚泥量の削減を行った。 運転管理については、適正な薬品注入率、十分な圧搾時間による脱水時間の確保、脱水機の定期的な保守点検を行い、ろ布洗浄ノズルの目詰まり等をなくし、常にろ布を良好な状態に保ち余剰汚泥、生汚泥の腐敗防止に努め、脱水しやすい汚泥性状を保つ等により低含水率の促進を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	排出量	101,800 t	— t
	（今後実施する予定の取組） 脱水汚泥の低含水率化に努め、排出量の減量化を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別に関して行っていることはない。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き、分別に関して行う予定はない。